

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 29 年 10 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 基幹統計調査の承認</b> .....	1
個人企業経済調査 .....	2
<b>2 一般統計調査の承認</b> .....	4
<b>3 届出統計調査に係る届出の受理</b>	
(1) 新規 .....	6
(2) 変更 .....	6

## 〔凡 例〕

### 1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

### 2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）<sup>（注1）</sup>→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）<sup>（注2）</sup>→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

### 3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）<sup>（注3）</sup>である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

#### 4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

##### 【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

##### 【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
記 入	調査票への記入（又は入力）を報告者自らが行うものを「自計」、調査員や職員が行うものを「他計」、両者を用いるものを「自計・他計併用」と記載した。
把 握 時 間	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注)一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

## 1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H29. 10. 2	個人企業経済調査	総務省統計局 統計調査部経済統計課

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

<b>【調査名】</b>	<b>個人企業経済調査</b>
承認年月日	平成29年10月2日
実施機関	総務省統計局統計調査部経済統計課
目的	個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、昭和22年に経済安定本部（現在の内閣府）が実施した「個人企業経済調査」を前身とし、昭和27年4月からは「個人商工業経済調査」に名称を変更した上で総理府統計局（現在の総務省統計局）に移管され、同年9月に旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（法施行後は「基幹統計調査」）として指定された。その後、昭和36年7月には、従来の製造業及び卸売業・小売業に、サービス業を加えて調査の範囲を整備するとともに、現在の名称である「個人企業経済調査」に改称された。</p> <p>また、平成14年には、本調査に附帯して実施されていた「個人企業営業状況調査」を統合した上で全面的な見直しを行い、事業主の業況判断など景気動向を四半期ごとに把握する動向調査票による調査（以下「動向調査」という。）と、1年間の営業収支、事業主の年齢、事業経営上の問題点、営業上の資産・負債の状況など個人企業の構造的特質を把握する構造調査票による調査（以下「構造調査」という。）に再編した。</p> <p>平成31年度以降の調査については、調査対象範囲をほぼ全産業に拡大し、四半期調査の「動向調査」と年次調査の「構造調査」を年次調査に集約するほか、調査員調査から郵送・オンライン調査に変更するなど、備考欄の2に記載した大幅な見直しを行う。</p>
調査票の構成	1－個人企業経済調査 調査票
公表	インターネット及び印刷物 （調査実施翌年の3月。ただし、平成31年度調査の結果については、平成32年12月）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成31年度以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、①調査対象の範囲をほぼ全産業に拡大し、それに伴い調査目的も変更するとともに、報告の単位を事業所単位から個人企業単位に変更、②報告者数を拡大し（約3,700→約37,000）、毎年、全体の3分の1ずつを交替させるローテーション・サンプリングの導入、③四半期調査の「動向調査」と年次調査の「構造調査」を年次調査に集約し、調査事項を整理、④調査員調査から郵送・オンライン調査に変更、⑤都道府県別の集計、⑥公表時期の変更等</p>
<b>調査票－1</b>	<b>個人企業経済調査 調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>日本標準産業分類に掲げる次の産業を主たる事業とする個人企業に係る事業所。 ただし、個人企業が複数の事業所を有する場合は、本所となる事業所。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大分類D－建設業」</li> <li>・「大分類E－製造業」</li> <li>・「大分類G－情報通信業」</li> <li>・「大分類H－運輸業，郵便業」（中分類「42 鉄道業」及び「46 航空運輸業」を除く。）</li> <li>・「大分類I－卸売業，小売業」</li> <li>・「大分類J－金融業，保険業」（中分類「62 銀行業」及び「63 協同組織金融業」を除く。）</li> <li>・「大分類K－不動産業，物品賃貸業」</li> <li>・「大分類L－学術研究，専門・技術サービス業」</li> <li>・「大分類M－宿泊業，飲食サービス業」（小分類「765 酒場，ビヤホール」及び「766 パー，キャバレー，ナイトクラブ」を除く。）</li> <li>・「大分類N－生活関連サービス業，娯楽業」（小分類「792 家事サービス業」を除く。）</li> <li>・「大分類O－教育，学習支援業」</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大分類P－医療、福祉」（小分類「831 病院」、「832 一般診療所」及び「833 歯科診療所」を除く。）</li> <li>・「大分類Q－複合サービス事業」（中分類「87 協同組合（他に分類されないもの）」を除く。）</li> <li>・「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」（中分類「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」及び「96 外国公務」を除く。）</li> </ul>
客体数／母集団数	約 37,000／約 1,800,000
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	事業所母集団データベース
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	調査事項 3（1）、（2）、（4）～（6）及び4（3）については、前年の1年間 調査事項 3（3）については、前年及び一昨年の12月末現在 調査事項 3（8）については、前年6月1日から当年5月31日までの1年間 それ以外の事項については、毎年6月1日現在
調 査 組 織	総務省－民間事業者－報告者
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年5月20日～6月末日
調 査 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 報告者に関する事項（1）名称及び電話番号、（2）所在地</li> <li>2. 事業主に関する事項（1）事業主の男女の別及び年齢、（2）後継者の有無</li> <li>3. 事業全体に関する事項（1）主な事業及び主な事業以外の事業収入の有無、（2）売上金額及び仕入金額、（3）棚卸高、（4）営業経費等、（5）受託の状況、（6）設備取得状況、（7）従業者数、（8）従業者の採用・離職状況</li> <li>4. 主な事業に関する事項（1）チェーン組織への加盟の有無、（2）パーソナルコンピュータの使用の有無、（3）営業（操業）日数及び時間、（4）営業用土地・建物の所有形態、（5）営業用建物と自宅用建物の別、（6）事業経営上の問題点、（7）今後の事業展開、（8）法人化の予定</li> </ol>

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	調査方法 (配布) (取集)	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
景気ウォッチャー調査	平成29年10月2日	内閣府政策統括官 (経済財政分析担当) 付参事官(地域担当)	地域の景気に関連の深い動きを観察できる立場にある人々の協力を得て、地域ごとの景気の確かつ迅速な把握に資するとともに、政府としての景気に関する判断材料の裾野の拡大を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	2,050人	有意抽出	オンライン オンライン	毎月	毎月25日～月末	
通信利用動向調査	平成29年10月2日	総務省情報流通行政局 情報通信政策課 情報通信経済室	利用者の視点における情報通信の利用動向を把握し、情報通信行政の施策の策定及び評価のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	40,600世帯 7,300企業	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成29年10月下旬 ～12月下旬	今後も継続的な実施が想定されているが、標本数の変更及び回収率の向上について検証が必要であるとの観点から、1回限りで承認
介護事業実態調査	平成29年10月2日	厚生労働省老健局 老人保健課	介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	3,492施設 7,368事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成29年10月1日 ～10月31日	今後も継続的な実施が想定されているが、調査周期を含めた調査の在り方等の検討が必要であるとの観点から、1回限りで承認
高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に関する調査	平成29年10月10日	文部科学省初等中等教育局 児童生徒課	当該年度3月に高等学校及び中等教育学校を卒業する生徒の就職内定状況(当該年度10月末現在、12月末現在)及び決定状況(当該年度3月末現在)を把握し、進路指導上の参考資料を得ることを目的とする。	全国	3	4,977校	全数	郵送 オンライン	年3回	毎年11月15日、 1月15日、4月15日	
年金制度基礎調査 (高齢年金受給者実態調査)	平成29年10月13日	厚生労働省年金局 数理課	国民年金及び厚生年金保険の老齢年金受給者について、就業状況、世帯の状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかを捉え、年金制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	55,000人	無作為抽出	郵送 郵送	不定期	平成29年11月下旬 ～12月28日	
地域保健・健康増進事業報告	平成29年10月13日	厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当) 付参事官(人口動態・保健社会統計担当) 付行政報告統計室	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特성에応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	363保健所 1,737市区町村	全数	オンライン オンライン	1年	調査実施年度の翌年度 6月末日	
保険医療材料等使用状況調査	平成29年10月20日	厚生労働省保険局 医療課	医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	4	8,000施設	全数 無作為抽出	郵送 オンライン FAX 民間事業者 に直接 持参	2年	調査実施年の9月中旬 ～10月中旬 (平成29年度調査においては、平成29年10月下旬～11月下旬)	
訪日外国人消費動向調査	平成29年10月20日	国土交通省観光庁 観光戦略課 観光経済調査室	訪日外国人旅行者の消費動向を明らかにし、外国人観光客誘致に関する施策の企画立案、評価等のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	73,800人	無作為抽出 有意抽出	調査員 調査員	四半期	1月～3月、 4月～6月、 7月～9月、 10月～12月	
九州の「道の駅」の防災機能に関するアンケート調査	平成29年10月25日	総務省九州管区行政評価局 評価監視部 第4評価監視官	九州地方管内に所在する「道の駅」における、災害時のマニュアルの作成状況、市町村との間の災害時協定の締結状況等のソフト面の整備状況や、非常用発電機、災害時対応トイレ等の防災設備等のハード面の整備状況等を調査し、「道の駅」を災害時の駆け込み先として機能向上させる上での課題を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 島県全域	2	127団体 87市町村	全数	郵送 オンライン	1回限り	平成29年11月20日 ～12月15日	

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	調査方法 (配布) (収集)	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
2020年農林業センサス試 行調査	平成29年10月27日	農林水産省大臣官 房統計部経営・構造 統計課センサス統計 室	平成32年に実施を予定している「2020年農林業センサス」(以下「本体調査」という。)の計画に当たり、本体調査と同様の調査機構である都道府県-市区町村系を通じ、調査準備から実査・審査に至る一連の過程を試行的に実施し、調査手法、調査労力、新たな調査項目設定の適切さなど、各段階における諸課題を事前に把握し、その改善策を調査設計に反映させることを目的とする。	北海道美瑛町及び別海町、長野県松本市及び中野市、新潟県長岡市及び新発田市、岐阜県中津川市及び関市、兵庫県加西市及び豊岡市、広島県北広島町及び世羅町、福岡県久留米市及びみやま市	1	1,680経営体	全数	調査員 調査員 オンライン	1回限り	平成29年11月下旬 ～12月中旬	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

### 3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・集取	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	「滋賀県自転車条例(自転車保険義務化)」施行にともなう自転車保険加入状況アンケート	平成29年10月12日	滋賀県土木交通 部交通戦略課	「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が公布・施行、「自転車損害賠償保険等への加入義務」が平成28年10月1日施行された事を機に、自転車保険等の加入状況の現状を把握し、今後さらなる自転車保険等の加入について推進していくための基礎資料を得ることを目的とする。	滋賀県全域	1	2,000人	無作為抽出	会場入口にてアンケートを配布、その場にて回収	1回限り	平成29年10月14日
	岡山県子どもの生活実態調査	平成29年10月13日	岡山県保健福祉部 子ども家庭課	岡山県の子どもの貧困対策として関連する各分野における支援の在り方等を検討するに当たり、貧困の状況にある子どもや家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析を行い、その結果を岡山県及び岡山県内市町村における子どもの貧困対策を推進するための基礎資料として活用することを目的とする。	岡山県内の 22市町	3	10,000人 190団体	無作為抽出 有意抽出	郵送 学校を通じた配布・回収	1回限り	平成29年11月16日～ 11月24日
	愛媛県消費行動実態調査	平成29年10月18日	愛媛県県民環境部 県民生活局県民生活課	平成26年9月に策定した「愛媛県消費者教育推進計画」の目標である「消費者市民社会」の実現を目指すため、アンケート調査による手法で「消費者市民社会」概念の普及啓発及びライフステージや場に応じた消費者教育の推進を図り、あわせて消費者トラブル発生時における消費生活センター等の相談窓口の認知度向上及び市町・教育委員会等との関係機関等との課題の共有を図るため、愛媛県内消費者、学校及び事業者に対し、アンケート調査票を送付し、結果の集計及び分析並びに報告書の作成を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	愛媛県全域	3	2,000人 750校 100事業者	全数 無作為抽出	郵送	不定期 (原則5年)	平成29年10月23日～ 11月7日
	宮崎県内のスポーツ・ヘル スケア産業に関するアン ケート	平成29年10月20日	宮崎県商工観光労 働部企業振興課食 品・メディカル産業 推進室	宮崎県における「スポーツ・ヘルスケア産業」の現状を把握し、宮崎県の産業振興施策を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。	宮崎県全域	1	2,000人	有意抽出	郵送	1回限り	平成29年11月10日～ 12月20日
	首都圏危機事象発生時 における本社機能等のバック アップ体制に関する調査	平成29年10月26日	大阪府・大阪市副首 都推進局企画担当	首都圏において大規模災害等により首都中枢機能が停止した場合、我が国全体が機能不全に陥る可能性があるという認識にたつて、何らかの代替・補完機能を担う体制を整えていくこと(首都機能バックアップ)について検討を進めることを目的とする。	東京都全域	1	1,000企業	全数	郵送	1回限り	平成29年11月17日～ 12月8日
	市町村生活習慣等実態調 査	平成29年10月26日	沖縄県保健医療部 健康長寿課	市町村において実施可能な健康実態調査の手法や評価方法を確立するために、普的に実態調査を実施することで、市町村ごとの生活習慣等の現状を把握し、各市町村の健康づくりを推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	沖縄県下 9市町村	2	12,600人	無作為抽出	調査員 郵送	1回限り	平成29年11月下旬～ 平成30年1月中旬
	放課後児童クラブの利用に 関するアンケート	平成29年10月26日	北九州市子ども家庭 局子ども家庭部子育 て支援課	放課後児童クラブの利用に関するニーズを把握し、今後の施設整備や事業の推進に当たった基礎資料とするため、放課後児童クラブの利用に関する基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	6,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年10月27日～ 11月15日
(2) 変更	労働条件実態調査	平成29年10月2日	鹿児島県商工労働 水産部雇用労政課	鹿児島県内の企業に雇用されている常用労働者の労働条件に関する諸制度等について総合的に調査し、これらの現状を明らかにすることで、労働行政の資料を得ると共に、労使関係者等に資料として提供し、労使関係の近代化と安定促進に寄与することを目的とする。	鹿児島県全域	1	1,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年10月1日～10月31日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	県民健康・栄養実態調査	平成29年10月10日	新潟県福祉保健部 健康対策課	新潟県民の生活習慣の状況等を把握し、健康にいがた21等計画の評価指標の進行管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	新潟県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年29年11月1日～11月30日
	北海道アイヌ生活実態調査	平成29年10月16日	北海道環境生活部 アイヌ政策推進室	アイヌの人たちの生活実態を調査し、今後の総合的な施策のあり方について検討するために必要な基礎資料を得ることを目的とする。	北海道全域の アイヌ居住対象市町村	4	72市町村 300世帯 1,000人	全数 無作為抽出	調査員 郵送	5年	平成29年11月1日～ 12月15日
	中小企業景況調査	平成29年10月23日	愛知県産業労働部 産業労働政策課	愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	愛知県全域	1	2,000企業	無作為抽出	郵送	四半期	5月末日、8月末日、11月末日及び2月末日のそれぞれ3日前頃から10日間
	大阪府景気観測調査	平成29年10月25日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	四半期ごとの大阪府内民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料とすることを目的とする。	大阪府全域	1	6,500件	無作為抽出	郵送	四半期	5月、8月、11月及び2月のそれぞれ翌月中旬
	企業対象暴力に関するアンケート調査	平成29年10月27日	北九州市市民文化 スポーツ局安全・安心推進部安全・安心相談センター	北九州市内の事業所、企業を対象に暴力追放に関する意識や被害を調査し、今後の啓発・相談・排除活動の施策を効果的に推進していくための基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	500事業所	無作為抽出	郵送	2年	平成29年11月中旬～ 12月下旬
	青少年の携帯電話等使用に関する保護者アンケート調査 (変更前:青少年の携帯電話利用に関する保護者アンケート調査)	平成29年10月30日	奈良県くらし創造部 青少年・社会活動推進課	改正「奈良県青少年の健全育成に関する条例」の平成25年10月施行に伴い、奈良県内青少年の携帯電話等使用の実態を把握し、奈良県が推進するフィルタリング普及対策の基礎資料を得ることを目的とする。	奈良県全域	1	1,500人	有意抽出	その他 (生徒に持ち帰らせた上で保護者が記入し、生徒に学校まで持参させる)	1年	毎年12月15日～1月10日
	青少年の携帯電話端末等の契約時のフィルタリング利用調査 (変更前:県内青少年の携帯電話契約時のフィルタリング利用状況調査)	平成29年10月30日	奈良県くらし創造部 青少年・社会活動推進課	携帯電話販売店(家電量販店を含む)において、青少年が使用する携帯電話端末等の契約時におけるフィルタリング実施状況及びフィルタリングを利用しない契約における理由を明らかにする等、今後のフィルタリング利用促進等、青少年健全育成条例施策の推進に資することを目的とする。	奈良県全域	1	141事業所	全数	郵送	1年	毎年11月16日～ 11月22日
	千葉市産業関連表作成のための調査	平成29年10月30日	千葉市総合政策局 総合政策部政策企画課統計室	千葉市産業関連表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	千葉市全域	22	450事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年12月1日～ 平成30年3月31日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。